

## 第4回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年10月27日(木)午後1時58分  
閉 会 令和5年10月27日(木)午後2時45分  
場 所 市役所おもや4階A401会議室

### 2 会議録署名委員

- 7番 小 牧 直 子 委員                      8番 土 屋 眞理子 委員  
11番 市 川 耕 作 委員(会長)

### 3 出席委員

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 糟 谷 嘉 孝 委員  | 2番 千金楽 千 詠 委員  |
| 3番 住 崎 岩 衛 委員  | 4番 菊 池 伸 明 委員  |
| 5番 市 川 光 委員    | 6番 平 田 佳 子 委員  |
| 7番 小 牧 直 子 委員  | 8番 土 屋 眞理子 委員  |
| 9番 堀 江 昭 夫 委員  | 10番 高 橋 規実代 委員 |
| 11番 市 川 耕 作 委員 | 12番 戸井田 昭 次 委員 |
| 13番 吉 野 英 治 委員 | 14番 高 木 一 郎 委員 |
| 15番 澤 井 正 委員   | 16番 朝 倉 直 樹 委員 |
| 17番 石 坂 成 雄 委員 | 18番 大 室 正 行 委員 |
| 19番 榎 本 重 雄 委員 | 20番 松 村 昌 治 委員 |

### 4 議 長

- 11番 市 川 耕 作 委員(会長)

### 5 事務局(説明員)

高野和夫局長 加藤泰幸係長 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 報告 農地状況等変更届出(盛土)について
- 8 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
  - (2) 「第32回府中市農業まつり」について ……資料No. 2
  - (3) 10月度活動報告について ……資料No. 3
  - (4) 次回の総会開催日  
日 時 令和5年11月24日(金) 午後2時から  
場 所 市役所おもや4階A401会議室
  - (5) その他

午後 1 時 5 8 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今より第 4 回府中市農業委員会総会を開会いたします。

皆さん、いろいろと農作業が忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日は、全員の委員さんが出席しております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合によりまして、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例によりまして、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は 7 番、小牧委員さん、8 番、土屋委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は 4 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第 5 条関係。

第 1 項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計 4 筆、1, 2 6 0 平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和 5 年 9 月 2 2 日、転用の目的は建売住宅 9 棟となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、1,935平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年10月2日、転用の目的は建売住宅17棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲受人譲渡人とも第2項と同じで、土地の所在は本宿町〇の〇〇の〇、674平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日も第2項と同じで令和5年10月2日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項第3項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇〇、499平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和5年10月3日、転用の目的は隣接地を含めて建売住宅7棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私であります。10月15日に現地を見てまいりました。昨年相続でこちらを売却したと聞いております。従来田んぼでしたが、今は草がだいぶ生えておりますけれども、住宅会社がそこに建売を9棟建てるようです。相続の関係上やむを得ないのかなと思っております。

続きまして第2項、第3項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、13日に現地確認に行ってまいりました。4ページの方は、土に草木がけっこう生えておまして、まだ整地がされていない状況ですが、問題ないと思われれます。6ページの方は、以前は木や草がけっこう生えていました

が、今回確認した時には整地されておりました。これもまた建売業者に売却するよ  
うなので、問題ないかと思えます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第4項、戸井田委  
員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図の8ページ。旧甲州街道の南側です。現地  
には10日に行ってまいりましたが、全く草も何も生えていない状態に整地されて  
おりました。問題ないと思えます。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。他に、ご意見等ございま  
すでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項の報告を了承することにいた  
します。

次に、「第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし  
ます。証明申請件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願い  
します。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、小金井市貫井南町○の○の○○、○○○○、申請者、被相  
続人、同所、○○○○。特例適用農地は新町○の○○の○，○の合計2筆、  
畑、3，038平方メートル。

10から12ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細  
書、営農確約書で、13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確  
認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する  
適格者証明について。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、案内図は13ページになります。この場所は植木畑に  
なっていて、下草もきれいに管理されておりまして、問題は全くないと思いま  
す。以上です。

○議長（市川委員） はい、他にご意見ありませんでしょうか。（「異議なし」の声）  
ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、押立町○の○○の○○、○○○○○、農業の主たる従事者、同所、○○○○○○、買取り申し出生産緑地は、押立町○の○○の○、○の合計2筆、田と畑を合せて、739平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、小金井市貫井南町○の○の○○、○○○○○、農業の主たる従事者、同所、○○○○○。特例適用農地は新町○の○○の○○、畑、27平方メートル。

15、16ページは○○○氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

18、19ページは○○氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、20ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、現地に10月18日に確認に行きました。17ページに当該地の地図があります。確認に行った日は夏野菜の片づけとかの作業中でした。一部ナスとかの苗は残っていましたが、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、第2項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、先ほどの第2号議案の第1項の隣接地になりまして、同じように見てまいりましたが、管理もしっかり出来ておりますし、特に問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は8件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年9月30日から令和5年9月28日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、日新町○の○○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、○、○、○、西府町○の○の○の合計5筆、畑、1、555平方メートル。

第2項、次の者が令和2年9月30日から令和5年9月28日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、日新町○の○○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、○○の○、○、○の一部の合計4筆、田、1、033平方メートル。

第3項、次の者が令和2年9月5日から令和5年10月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、日新町○の○の○、○○○○、特例適用農地は日新町○の○の○他5筆、田、1、995平方メートル。

22ページに移りまして、第4項、次の者が令和2年10月12日から令和5年10月1日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○○、土地の所在は南町○の○の○、○、○、○、○の○、○、○、6の○、○、○の○、矢崎町○の○の○の合計11筆、田と畑を合せて3、675平方メートル。

第5項、次の者が令和2年10月15日から令和5年10月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○○の○○、○○○○○、土地の所在は是政○の○○の○、○、○、○の合計4筆、田と畑を合わせて2, 454平方メートル。

第6項、次の者が令和2年10月9日から令和2年10月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○、○、○、○○の○の一部の合計4筆、田と畑を合わせて2, 272平方メートル。

23ページに移りまして、第7項、次の者が令和2年10月9日から令和5年10月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○○、土地の所在は四谷○の○○の○、田、507平方メートル。

第8項、次の者が令和2年9月11日から令和5年10月15日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○○、土地の所在は紅葉丘○の○○の○、○○の○の合計2筆、畑、1, 538.51平方メートル。

24、25ページは○○○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

26、27ページの案内図は当該地を示しております。

28、29ページは○○○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、主にお米を生産しています。

30ページの案内図は当該地を示しております。

31、32ページは○○○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、イチジク、各種野菜を生産しています。

33ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第3項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

34から36ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

37ページの案内図は当該地を示しております。

38、39ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

40ページの案内図は当該地を示しております。以上の第4項、第5項の現地



の確認は吉野委員さんをお願いしています。

41、42ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、小松菜他各種野菜を生産しています。

43ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

44、45ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米他野菜を生産しています。

46ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

47、48ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ブルーベリーを生産しています。

49ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項から第3項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

第4項、第5項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

第7項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第8項の現地の確認戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項から第3項、市川光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員） はい、まずは上の方の畑でお手元の資料の26ページの中程の当該地になります。この場所については畑になっておりまして、現在はサトイモ、夏野菜のナスが生産されておりました。あと、秋関係で白菜、大根、ブロッコリーが植え付けしてありました。北側の端の方に小さな倉庫とトラクターと管理機等が置いてあり、中身的には圃場はきれいになっておりました。続いて27ページのここもサトイモを中心にまだ夏野菜のナス、シシトウが植わっておりました。あと、秋でブロッコリーが植え付けしてありました。空いている所のスペースがきれいに耕されていて、問題ありませんでした。

30ページの当該地は、入って行く道が昔ながらの道で苦労しました。一反位で

お米の収穫も済んでおり、トラクターで耕してきれいになっており、特に問題ありません。

33ページの当該地はいろいろと野菜が植わっていて、夏野菜のオクラとかが切っており、次の準備をしている所で、特に問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第4項、第5項、吉野委員さん如何でしょうか

○委員（吉野委員） はい、10月10日に現地を確認して来ました。37ページになります。畑的には道路を挟んで近くにあります。2か所にはパイプハウスが建てられていて、片方はサトイモや白菜、そして多種多様な夏野菜のナス等が植えてありました。40ページの方は稲を刈った後になっており、冬野菜を植える用意をしていました。いずれも問題ありませんでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第6項、榎本委員さん如何でしょうか。

○委員（榎本委員） はい、先日現地を確認してまいりました。きちんと肥培管理されていて問題はありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第7項は私です。

現地の地図は46ページになります。15日に現地確認をして来ました。現在は稲が刈り取ってある状態で、例年稲と冬はタマネギをよく植えておりまして、現在は稲が刈り取られた状態ですが、生産緑地として問題ないと思っております。

続きまして第8項、戸井田委員さん如何でしょうか

○委員（榎本委員） はい、案内図は49ページになります。48ページに記載に通りブルーベリー畑になっています。現地の方は毎日確認しており、問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第8項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 報告 農地現況等変更届出について」を議題とします。届出の件数は3件です。今回は第1項と第2項第3項の2回に分け審議をお願いしたいと思います。まず第1項ですが、○○委員さんが関係人となりますので、報告の間、席を外していただきたいと思っております。

（○○委員退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第5号議題の説明文

第5号議題、報告、農地現況等変更届出について（盛土）

第1項、届出人は押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、706平方メートル。届出日は令和5年9月25日。届出の内容は畑面が周囲より低く雨が降ると水がたまり農作業に支障がでるので、40センチ程度盛土をして農作業の効率化を図るといふものです。

51ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、届出人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、457平方メートル。届出日は令和5年9月27日。届出の内容は畑面が周囲より低く雨が降ると水がたまり農作業に支障がでるので、30センチ程度盛土をして農作業の効率化を図るといふものです。

53ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第3項、届出人は美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、208平方メートル。届出日は令和5年10月6日。届出の内容は今まで当該地を水田として稲を栽培していたが、今後畑にして野菜を栽培するため、80センチ程度盛土をして、周囲と同程度の高さにするといふものです。

55ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、報告、農地現況等変更届出、盛土について。

第1項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、10月16日に現地確認をいたしました。51ページの方は、20から30センチ新しい土が入っていたのですが、16日現在ではまだ重機が入っていて作業途中のようでした。たまたま今日通りかかったら、重機も無く作業が終わっているようで問題ありません。

第1項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は報告了承といたします。

榎本委員さんがお戻りなるまで少しお待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第1項の報告は了承となりましたので、お伝えします。

次に、事務局から第2項、第3項の現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長。

第2項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） はい、第2項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、地図でいうと53ページで10月16日に現地の確認をいたしました。新しい土が全体に入っており、作業は終わっていると思います。問題はありません。

○議長（市川委員） はい、続きまして第3項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地確認は10月23日に行って来ました。今、重機が入っていて盛土がされており、特に問題ないです。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第2項、第3項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第2項、および第3項の報告を了承することといたします。

次に8「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1、「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。（…）

なければ、（2）資料ナンバー2「第32回府中市農業まつり」についてですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、資料No.2に沿って説明をさせていただきますので、ご用意をお願いいたします。第32回府中市農業まつりの開催についてということで、コロナの影響で令和2年、3年は農業まつりは中止、昨年令和4年は縮小開催、今年は4年ぶりの通常通りの開催という形になります。

1の目的としては、農業者の生産意欲の向上と、農業者と市民の交流・ふれあいを促進し、都市農業の振興を図ることを目的として開催いたします。

2の開催日時につきましては、11月17日（金）には品評会の審査を、11月18日（土）19（日）で一般の方を交えての農業まつり本番となります。

3の開催場所につきましては、府中市郷土の森博物館本館前の芝生広場になります。

4、主催につきましては府中市。5、共催としてマインズ農業協同組合さんのご協力での開催となります。

6の主管といたしまして府中市農業まつり実行委員会という体制での開催となります。

7の協力団体としましては、会場を提供して下さる公益財団法人府中文化振興財団、府中市農業委員会、以下記載の団体のご協力のもと開催することとなります。

8の内容でございますが、コロナ禍前の令和元年度実績と同規模での開催ということで(1)としまして農産物、植木、盆栽品評会、(2)といたしまして農産物等の直売、(3)といたしまして農業関係用品販売はマインズ農協さんが行う形になります、(4)といたしまして模擬店、(5)といたしまして催し物をステージで表に記載のビンゴゲーム等を行います、(6)といたしまして展示ということで、表に記載の通り宝船ですとか農のある風景の写真コンクールに応募のあった写真の展示を行います、(7)行政関係団体PRとしまして食育の関係・消費生活コーナーの関係・マイナンバーの関係がそれぞれ市役所の担当課担当係からブースが出る形になります。

2枚目をご覧ください。こちらは農業まつりの会場の案内図になります。農業委員さん達の待機場所と言いますか、持ち場となる場所がMAPの一番左端の農産物品評会の展示という大きなテントがあって、このすぐ南側の農業委員による園芸相談という形で市民の方にはご案内させていただいているところですが、こちらが農業委員さんの待機場所という形になります。

続きまして次のページをご覧ください。農業まつりは、11月17日、金曜日から18日、土曜日、19日、日曜日と3日間にかけて行うわけですが、この間の委員さん達の当番表と言いますか担当表を事務局で割り振らせていただきました。市川会長につきましては恐れ入りますが17日、18日、19日と3日間共、職務代理の方につきましては17日についてはお二方のご参加、18日、19日についてはそれぞれ1日ずつの計2日のご参加ということで、その他の委員につきましては、17日、18日、19日いずれか1日という形で割り振らせていただいておりますので、どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。

日程等で都合が悪い場合がございましたら事務局にお申し出いただければ、曜日や日にちの変更等など調整させていただきたいと思っております。集合時間につきましては、それぞれ17日、18日、19日で異なっておりますので、表の下の集合時間をご確認いただきまして、それぞれのお時間にご集合いただければと思っております。

続きまして次のページをご覧ください。こちらは駐車場の案内ですが、農業まつりの関係者の方につきましては、博物館の入り口から少し南に行った所にある立体駐車場にお車を停めていただく形でご協力いただいておりますので、よろしく願いいたします。

資料にはありませんが、今年も天候の関係で大変、即売の農作物がなかなか集りづらいという状況が見込まれておりまして、皆様方におかれましてもそれぞれ生産団体に所属されている方はその生産団体において、また所属されていない方につきましても農協の産直テントの方で、生産団体に所属されていない方の農産物の販売をさせていただいておりますので、可能な限りということにはなりますが是非ご協力いただきまして、さらに農業まつりを盛り上げていただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。いま農業まつりについて説明がありましたが、この日は都合が悪いですとか、何か必要がありましたら事務局に言っていただいて、誰かと交代するとか臨機応変に出来るかと思っております。

農業まつりということで、コロナ前の状態に4年振りに戻すわけですが、昨年も縮小して実施したんですが、品評会関係の品がだいぶ減ってしまっていて、ぜひ皆さんにお願いです。どんな作物でも、規格に乗せて無い物でも今年から受け付けて、審査対象に乗せることにしましたので、皆さんに先日農業委員会だよりをお送りして、こういった出品規格というものがあつたかと思っておりますが、その下のその他の所で上にない野菜、果物等でも、新種でこういうものを始めてみたとかがありましたら、農業委員の皆さま一人一品以上出していただけるとありがたいと思っております。実行委員会の中でもなんとか出品数を増やそうということで、若手・青年部を始めいろいろなところに声を掛けて、出すようにしましうということで働き掛をさせていただいております。

農業まつりについて、皆さんから他に何かありますか。

ちなみにこの中でも出品する方がおられるかと思っておりますが、明日、明後日で東京都の農業まつり品評会が有楽町の国際フォーラムで行われるということで、JAマ

インズからも頼まれて私がこの後JAマインズに出品する柿を届けるところです。

それでは、当日はよろしく願いいたします。また、分からないことができましたら、事務局に確認をお願いいたします。

次に（３）資料ナンバー３「１０月度活動報告について」ですが、９月２１日総会ですね、１０月１０日に農業まつり実行委員会をやりました。１１日に農業委員会会長職務代理・部会長研究集会、１０月２４日に簿記講習会となっています。何かありますか。（…）

次に（４）の「次回の総会開催日」ですが、次回は１１月２４日、金曜日、午後２時から本日と同じ「おもや４階A４０１会議室」で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に、（５）のその他ですが、委員さんからありますか。

○議員（戸井田委員） はい、昨年、品評会の審査方法について基準が不明確だという話をしましたが、何か対応をしますか。

○議長（市川委員） はい、審査方法について基準が不明確だという意見も実行委員会の中で出てきておまして、審査員は農事研究所の人がやるので我々は一切タッチしていないのですが、具体的には難しいかと思えます。

○事務局（加藤主査） はい、今回は品評会の出品を前回と比べて増やせるかという検討の中で、出品の規格を見直して出しやすいようにとか、品目を増やしたりとか、そういった取り組みをしたわけなんですけど、そうしたものの一つとして審査基準が分かりづらいということから、昨年度の審査員がどういう視点でこれを受賞作として選んだのかというような講評をまとめたものを、今回品評会の案内と一緒に送らせていただきましたので、参考になればと思っています。以上です。

○議長（市川委員） なかなか試食するわけでは無いものですから、見た目で判断するので非常に定量的な評価って難しく、形成的になってしまう面もあるかと思えます。他にございますか。

○議員（菊池委員） はい。

○議長（市川委員） 菊池委員さんお願いします。

○議員（菊池委員） はい、報告です。資料に書いてあります１０月１１日農業委員会会長職務代理・部会長研究集会に行っていました。青梅に行ってきたのですが、山の奥からそれこそ住宅地まで多種多様といいですか、山の方に行けば食害でニホンカモシカを毎日見ますよという話もあれば、住宅地に行けば風が吹いて砂

埃が出て苦情が来てどうしようみたいな話とか、東京における農地の問題が全部集約されているような場所でした。

それから、先ほど会長から有楽町でと話がありましたが、農協の青壮年部でも各多磨、西府、調布、狛江、神代の部長が収穫体験ブースにおりますので、もし行きましたらマイنزの青壮年部の部長を応援してあげてください。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。同じく高木土地利用部会長も出席されていますけれど、何か補足がありますか。

○土地利用部会長（高木委員） はい、やはり菊池委員さんが言ったように、本当の山の中でキノコの栽培をやっていたり、夕方とか夜になるとカモシカが目の前にいたり、サルがいたりで、収穫しようと思って朝行ったら全部食べられていたなど被害が酷いようでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。その他に何かございますか。

○議員（市川光委員） はい、先日行った農地パトロールについて、我々は一生懸命やっているわけですが、あれは今後何か効力というか、どこでどのように反映されてくるのかその辺を知りたいと思います。

○議長（市川委員） 皆さんに農地パトロールをやっていただいたかと思うのですが、その報告もだいたい集まったのですかね。その後の処理についてもし分かれば。

○事務局（樫澤事務職員） はい、皆さんから出していただいたものを、事務局でまとめまして資産税課に提出します。資産税課ではわれわれの結果を踏まえ、農地として不相応と思われる場所を注意深く3年くらい様子を見て、その後課税を変えていくという方向に動いていくようです。ただ、課税区分を変えるのは結構大変なようで、今回課税区分を変えた方から異議を唱えられて、苦慮していると聞いています。しかしながら、このパトロールは正しい課税をする一助になっているというようにご理解いただければと思います。

○議員（戸井田委員） はい、今事務局でもご説明いたしましたけど、3か年の経過を見るということでしたが、農業委員会として本来はその前の実務指導を依頼するのが筋だと私は思います。ですから、草が生えているのを見に行きました。その通りですと書きますよね。それで終わっていいのか、そうじゃないんじゃないかと私は思います。それは地主さんレベルに行って、事情を聞いて、是正しようと、今是正という言葉で言いましたが、指導とか依頼とかで対応して、農地を少しでも残すこと、それがこの調査の目的の一つじゃないかと私は思っております。



ですから、事務局は結果をそのまま挙げるのではなく、それをまた委員さんにフィードバックするような方式にしないと、農地はどんどん減少すると思います。

委員として指導や助言をして農地として適正な状態に導くのが、農業者の立場に立つということになると思います。

○議長（市川委員） 挙げるのと同時に、農業委員は地域の農家さんに会った時に、一言あそこちょっと酷いんじゃないのと手を加えてもらうように、一言言うだけでも違うと思います。

○事務局（高野事務局長） 大変貴重なご意見ありがとうございます。確かに現場に行って汗をかいていただいて、報告をあげていただいていることですし、皆さまに指導していただいて、少しでも農地を残していくような活動も大切だと思います。

そのような指導等の際は、是非ご協力いただきまして、一緒に行っていきたいと思っておりますので、今後とも調査をお願いしつつご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議員（菊池委員） 一つだけ補足をいいですか。生産緑地等に関しましては、農地パトロールで何かありましたら、先に農業委員会といいますか事務局の方から是正してくださいという葉書を送ったりしています。

今回の農地パトロールの場所から、全部を見てみないと分からないのですが、私達の担当だった地域で考えますと、生産緑地がゼロで、敷地の延長線上がたまたま農地として相続されていて、住んでいる方がそれを農地として認識しているのかどうか分からないとか、厳密にいうと何の許可申請もないまま貸し出されている農地だったりとか、そういうところになりますので、顔が知れている、知れていないというようなことではなく、対企業との賠償問題の話になってくるような案件もありますので、ケースバイケースで行っていくのがいいのかなと私は思っています。

特に農協の単位で考えると、正組合員さんになっているような方々の場合でしたら農業委員会です。こうです。よって説明するのは筋だと思います。ただ企業が入っていて不法な物があった場合は、なかなか一個人では難しいところがあるのかなと思います。

また課税の部分は、課税の方で考えているところがあると思いますので、農業委員会としては農地として認めるか認めないか、その辺のところをどう考えているのかということを示していくのが筋かと私は思っています。

○議長（市川委員） いろいろな意見が出ましたけれども、皆さんそれぞれ考えが

あるかと思えます。でも、農地は農地でなければいけないと思えますので、何らかの形で本人が自覚出来るような方法を取る必要があるかと思えます。

他になければ、事務局から何かありますか。(…)

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第4回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時45分閉会